

違反是正の実効性向上について

資料1-5

平成25年度防火対象物実態等調査結果(平成24年度実績)速報値

■防火対象物数・立入検査実施件数・違反処理実施件数

	防火対象物数	立検回数	実施率	警告等	命令
大都市	1,181,718	312,913	26.5%	2,853	112
中核市	570,124	154,930	27.2%	95	6
その他	2,211,576	407,385	18.4%	503	10
全国	3,963,418※	875,228※	22.1%	3,451	128

※速報値ベースのため前出の消防白書掲載数値とは一致しない。

- 立入検査実施率は、大都市消防本部と中核市消防本部で同程度。
- 一方で警告等の件数には大きな差異。

■消防法令違反の状況

	自火報	SP	内栓
大都市	0.56%	0.19%	1.51%
中核市	2.97%	0.64%	6.48%
その他	2.57%	0.57%	4.96%

- 中核市又はその他の消防本部の違反率は、大都市消防本部の違反率よりも数倍高い。

違反是正の実効性向上について

【立入検査・違反処理の課題】

（立入検査の課題）

○ 立入検査実施計画の策定

- ・ 立入検査の実施件数を重視した計画となっており、火災危険や違反状況等の優先順位が考慮されていないこと。
- ・ 消防署で策定された計画を消防本部でチェックする体制が整備されていない、整備されていても十分でない状況があり、結果として長期間立入検査を実施していない対象物が生じる状況となっていること。

○ 進捗管理

- ・ 消防本部においては、立入検査実施件数のみの把握にとどまり、違反やその是正状況が把握・管理できていないこと。
- ・ 消防署において、違反の追跡調査の未実施や、是正状況等の未把握など、立入検査実施後のフォローが適切になされていないこと。

（違反処理の課題）

○ 上位措置への移行に係る内部規程等が整備されていないこと。

○ 違反処理に係る内部規程等の内容が十分でないこと。

○ 内部規程等に従い、適切に警告・命令等の上位措置へ移行できない状況があること。

○ 消防本部が違反是正の状況等を把握しておらず、組織として有効な対策が取られていないこと。

【当面の対応】

次の事項について重点的に体制等を整備し、違反是正の推進を図ることが必要

- 立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの内容を反映した組織管理体制の整備
- 内部規程等の内容に従った立入検査業務及び違反処理業務の実施

違反是正の実効性向上について

■事務の代替執行制度の新設

地方自治法の一部を改正する法律(H26.5.30公布)により、普通地方公共団体が、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること(事務の代替執行)ができる制度の新設。

A市は、B町の求めに応じて、協議により規約を定め、
B町事務の一部を、**B町(長)の名において管理・執行**することができる

A市がB町(長)の名において管理・執行した事務は、**B町長が管理・執行したものとしての効力**を有する

検討事項

○中核市以下の消防本部を中心に違反是正の実効性向上を高めるため、消防本部における管理体制の整備を図るほか、命令等の事務の広域化(「事務の代替執行」の活用等)を推進する方策を検討。

- ・「事務の代替執行」を活用する場合の枠組
- ・「規約」のひな形等の検討
- ・課題等の整理